

## 船舶事故調査報告書

令和3年10月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和2年10月26日 13時25分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市坊勢漁港 坊勢港奈座奈6号防波堤灯台から真方位025°340m付近 (概位 北緯34°39.4' 東経134°30.7')
事故の概要	小型兼用船第十ふじなみは、係留作業中、火災が発生した。
事故調査の経過	令和2年11月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	小型兼用船 第十ふじなみ、19トン HG2-5252（漁船登録番号）、坊勢漁業協同組合 第260-40481号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関室に焼損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2 海象：海上 平穏
事故の経過等	<p>本船は、船長1人が乗り組み、港湾工事の警戒業務を終えて定係地に帰航し、主機を停止した状態で係留作業中、船長が異臭に気付いた。</p> <p>船長は、機関室入口から煙が出ていることを認め、同入口をのぞき込んで機関室内の状況を確認しようとしたところ、既に機関室には黒煙が充満して立ち入ることができず、船舶所有者に電話で状況を報告した後、119番へ通報を行った。</p> <p>本船は、消防署による消火作業により、約1時間後に鎮火されたが、機関室が半水没の状態になった。</p> <p>本船は、機関室に自動拡散型液体消火器（型式承認取消品）が装備されていたものの火災検知器が装備されておらず、本事故当時、同消火器の作動有無の確認ができなかった。</p> <p>消火作業に当たった消防署によれば、機関室船尾付近の壁面に装備されていた配線の一部に短絡痕があり、他所に比べて燃焼状況が激しく、同配線が発火源となったと思われたものの、発火源の特定には至らなかった。</p>
分析	<p>本船は、坊勢漁港の岸壁に係留作業中、機関室内から出火したものと考えられる。</p> <p>本船は、機関室船尾側の壁面に装備されていた配線の一部に短絡が生じたことから、同設備で出火して付近の可燃物に延焼した可能性が</p>

	<p>あると考えられる。</p> <p>本船は、機関室船尾付近の壁面に装備されていた配線の一部に短絡痕があったことから、同配線が発火源となった可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、坊勢漁港の岸壁に係留作業中、機関室船尾付近の壁面に装備されていた配線の一部から出火したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸安全委員会ダイジェスト（２０２０年１２月発行）の「遊漁船・漁船の機関故障関連事故等の分析」、一般社団法人日本船舶電装協会が発行する「小型漁船の電気系統の点検・整備マニュアル」等を参考とすることが望ましい。</li> <li>・小型船舶の所有者は、機関室に火災検知器及び適当数の自動拡散型消火器（ＪＣＩ型式承認品）を備えることが望ましい。</li> </ul>